

新規学校卒業者の採用内定を取り消した企業名の公表について  
(平成21年3月卒・第2回分)

平成21年4月30日  
厚生労働省

厚生労働省においては、新規学校卒業者の採用内定取消しを防止するため、平成21年1月19日から改正職業安定法施行規則に基づく企業名公表制度を施行したところである。

採用内定取消しについては、これまでに確認された427事業所について、職業安定法施行規則第17条の4及び「職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合」(厚生労働省告示)に規定する公表要件に該当するかを確認した結果、既に公表した2件のほか、下記の13件を公表対象とし、厚生労働省HP(<http://www.mhiw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha07/index.html>)において学生生徒向けに情報提供を開始することとしたところである。

なお、仮に、公表対象となる事案が今後判明した場合には、追加分として公表することとしている。

記

有限会社Happiness (千葉県松戸市新松戸2-8)  
株式会社ゲイン (東京都中央区日本橋浜町3-42-3)  
株式会社CSI (東京都港区六本木6-10-1)  
株式会社ジーソリューション (東京都中央区日本橋浜町3-42-3)  
株式会社シーテック (東京都港区六本木6-10-1)  
株式会社セントラル (東京都文京区後楽1-1-17)  
大都販売株式会社 (東京都台東区東上野1丁目1番14号)  
株式会社ティアーズ (東京都町田市小山ヶ丘1丁目9番7)  
東海興業株式会社 (東京都中央区八丁堀2丁目7番1号)  
株式会社テクノプロ・エンジニアリング (東京都港区六本木6-10-1)  
株式会社プレミアライン (東京都中央区日本橋室町2-3-14)  
羽咋丸善株式会社 (石川県羽咋市中川町ほ151番)  
株式会社インフィニティ (大阪府大阪市北区梅田2-2-2)

《資料》

別添 公表対象となる採用内定取消し事案  
参考資料 新規学校卒業者の採用内定取消しの防止について(職業安定法施行規則の改正等の概要)

(担当)  
職業安定局若年者雇用対策室  
室長 大隈 俊 弥  
室長補佐 小野 聡  
TEL 03-5253-1111(内線5333)  
03-3597-0331(夜間直通)

## 公表の対象となる採用内定取消し事案

有限会社 Happiness	
① 所在地	千葉県松戸市新松戸 2 - 8
② 事業内容	印刷・同関連業
③ 内定取消し年月日	平成 20 年 11 月 1 日
④ 内定取消し者数	18 人（大学生 14 人、専修学校生 4 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（売上高の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社ゲイン	
① 所在地	東京都中央区日本橋浜町 3 - 4 2 - 3
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成 21 年 3 月 5 日から 3 月 20 日
④ 内定取消し者数	62 人（大学生 48 人、短期大学生 4 人、専修学校生 10 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（売上高の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社C S I	
① 所在地	東京都港区六本木6-10-1
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成21年3月3日から3月31日
④ 内定取消し者数	28人（大学生22人、高等専門学校生5名、公共職業能力開発施設の学生1名）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（派遣先確保が困難）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社ジーソリューション	
① 所在地	東京都中央区日本橋浜町3-42-3
② 事業内容	サービス業
③ 内定取消し年月日	平成21年3月5日から3月20日
④ 内定取消し者数	10人（大学生10人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（売上高の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社シーテック	
① 所在地	東京都港区六本木 6-10-1
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成 21 年 3 月 2 日から 3 月 31 日
④ 内定取消し者数	53 人（大学生 45 人、高等専門学校生 8 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（派遣先確保が困難）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社セントラル	
① 所在地	東京都文京区後楽 1-1-17
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成 20 年 12 月 18 日
④ 内定取消し者数	22 人（大学生 12 人、高等専門学校生 1 人、専修学校生 9 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（派遣先確保が困難）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

大都販売株式会社	
① 所在地	東京都台東区東上野1丁目1番14号
② 事業内容	卸売・小売業
③ 内定取消し年月日	平成20年8月11日
④ 内定取消し者数	21人（大学生21人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社ティアーズ	
① 所在地	東京都町田市小山ヶ丘1丁目9番7
② 事業内容	化学工業（化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業）
③ 内定取消し年月日	平成20年12月25日
④ 内定取消し者数	1人（大学生1人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化
学生生徒への説明	内定取消通知の送付のみ
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者に対する支援を行わなかった。
⑥ 公表要件	告示の第四号イ及びロに該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

東海興業株式会社	
① 所在地	東京都中央区八丁堀二丁目7番1号
② 事業内容	建設業
③ 内定取消し年月日	平成21年2月2日
④ 内定取消し者数	29人（高校生13人、大学生9人、専修学校生1人 公共職業能力開発施設の学生6人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（売上高の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する 支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用 を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社テクノプロ・エンジニアリング	
① 所在地	東京都港区六本木6-10-1
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成21年3月3日から3月31日
④ 内定取消し者数	12人（大学生11人、専修学校生1人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（派遣先確保が困難）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する 支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用 を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社プレミアライン	
① 所在地	東京都中央区日本橋室町2-3-14
② 事業内容	サービス業（職業紹介・労働者派遣業）
③ 内定取消し年月日	平成21年3月10日
④ 内定取消し者数	61人（大学生32人、短期大学生1人、専修学校生28人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（派遣先確保が困難）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

羽咋丸善株式会社	
① 所在地	石川県羽咋市中川町ほ151番地
② 事業内容	製造業（鉄素形材製造業）
③ 内定取消し年月日	平成21年3月3日
④ 内定取消し者数	10人（高校生8人、高等専門学校生1人、公共職業能力開発施設の学生1人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（受注の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成21年厚生労働省告示第5号（職業安定法施行規則第17条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）

株式会社インフィニティ	
① 所在地	大阪府大阪市北区梅田 2-2-2
② 事業内容	情報通信業（情報サービス業）
③ 内定取消し年月日	平成 21 年 3 月 11 日
④ 内定取消し者数	12 人（大学生 10 人、専修学校生 2 人）
⑤ 内定取消しの理由等	
内定取消しの理由	経営の悪化（受注の減少）
学生生徒への説明	実施済み
学生生徒に対する支援	内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保することができなかった。
⑥ 公表要件	告示の第二号に該当

（注）告示：平成 21 年厚生労働省告示第 5 号（職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合）



# 新規学校卒業者の採用内定取消しの防止について

(職業安定法施行規則の改正等の概要)

## 1 趣旨

現在の経済情勢の下で、企業を巡る環境は厳しさを増し、新規学卒者の採用内定取消しの事例も見られるところであるが、内定取消しの防止等を図るため、ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握、事業主がハローワークに通知すべき事項の明確化を図ることにより、企業に対する指導を徹底するほか、学生生徒等の適切な職業選択に資するため、採用内定取消しを行った企業名を公表することができるものとする。

## 2 概要

### (1) ハローワークによる内定取消し事案の一元的把握

公共職業安定所における一元的把握と迅速な対応を図るため、新規学卒者の採用内定取消しを行おうとする事業主は、公共職業安定所及び施設の長（学校長）に通知するものとする。

※ 現行規定は、公共職業安定所又は施設の長に通知するものとされ、施設の長が通知を受けた場合には公共職業安定所に連絡するものとされている。

### (2) 事業主がハローワーク等に通知すべき事項の明確化

新規学卒者の内定取消しを行おうとする事業主は、職業安定局長が定める様式により公共職業安定所に通知するものとする。

(注) 現行規定では、通知する際の様式の定めはない。

### (3) 採用内定取消しを行った企業名の公表

厚生労働大臣は、内定取消しの内容が、厚生労働大臣が定める場合に該当するときは、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、その内容を公表することができるものとする。公共職業安定所は、管轄区域にある学校に、公表された情報を提供するものとする。

#### ※ 厚生労働大臣が定める場合

内定取消しの内容が、次のいずれかに該当する場合（ただし、倒産により翌年度の新規学卒者の募集・採用が行われないことが確実な場合を除く。）

- ① 二年度以上連続して行われたもの

- ② 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの  
(内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。)
- ③ 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
- ④ 次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
  - イ 内定取消しの対象となった新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき
  - ロ 内定取消しの対象となった新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき

(4) **青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針**  
現行指針に採用内定に関する規定を追加する。

※ 採用内定に関する規定を抜粋。下線部が改正により追加された箇所。

第2 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

また、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うものとすること。採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び内定の取消し事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。

さらに、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。また、やむを得ない事情により採用内定取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、これらの者からの補償等の要求には誠意を持って対応するものとすること。

### 3 施行期日等

- 平成21年1月19日から施行
- 内定取消しを行った企業名の公表(2(3)関係)については、施行日以後に就業開始を予定していた新規学卒者に係る内定取消しについて適用

※ ただし、施行日前の内定取消し事案については、内定取消しの撤回その他これに準ずる措置を講じ、施行日以後に公表要件に該当しなくなったとき又は内定取消しの対象となった新規学卒者の安定した雇用が確保されたときは、適用しない。